

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	セネガルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むセネガルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意すること。	500,000千円 -----	H19.3.6 ダカール で (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラライ・ダイオッ 大臣 アブ経済・財政	H19.3.19 146号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H20.3.5まで	H19.3.6 ダカール で (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラライ・ダイオッ 大臣 アブ経済・財政	H19.3.20 152号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。